

# 派遣労働者を貴社の正社員にしませんか？

## ～キャリアアップ助成金を活用して優秀な人材を確保～

派遣労働者のキャリアアップを促進するため、派遣労働者を正社員として直接雇用する事業主に対して「キャリアアップ助成金（正社員化コース）」による助成を行っています。

### ● 助成額

派遣労働者を派遣先で正社員として直接雇用した場合 ※中小企業（大企業）の助成額

有期雇用を正規雇用にした場合 1人当たり **85.5万円（71.25万円）**

無期雇用を正規雇用にした場合 1人当たり **57万円（49.875万円）**

### ● 主な支給要件

- ① 派遣労働者を正社員として直接雇用する制度を就業規則等に規定していること。
- ② 同一の事業所等で、6か月以上（コロナ特例あり※）継続して労働者派遣を受け入れていたこと。
- ③ 正社員として直接雇用後6か月分の賃金を支給したこと。
- ④ 直接雇用後の6か月間の賃金を、派遣期間中の6か月間の賃金と比較して、3%以上増額させていること。  
下記のコロナ特例で派遣期間を短縮した場合は、1か月当たりの平均賃金額を比較して3%以上増額が必要です。

#### ※コロナ特例：派遣期間が短縮できる場合があります

令和3年12月から令和7年3月までの期間中に、以下の条件をいずれも満たす方を正社員にする場合、派遣期間が**2～6か月未満でも支給対象**になります。

##### ● 紹介予定派遣の方

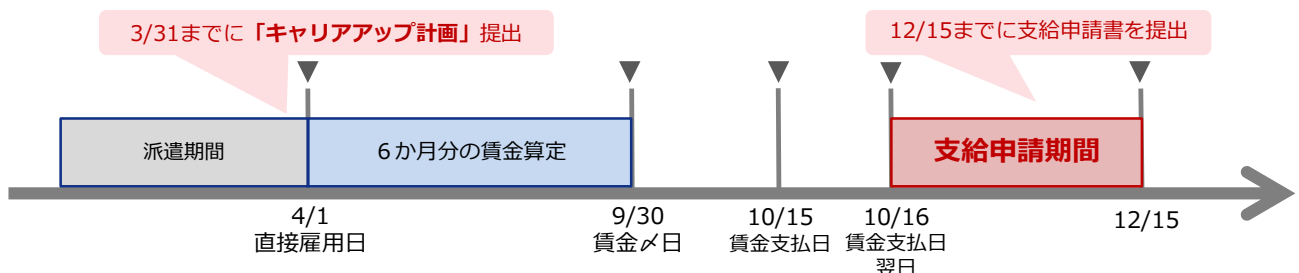
紹介予定派遣期間中に派遣元事業主が行うOFF-JT（有給、無償）を8時間以上受けることが必要です。ただし、派遣期間の開始日前日から6か月前までに公共職業訓練または求職者支援訓練を修了した場合は不要です。

##### ● これまで就労経験のない職業に就くことを希望する方

### ● 申請方法

- ・正社員として直接雇用する前日までに、「キャリアアップ計画」をハローワークへ提出してください。
- ・正社員としての賃金を6か月分支給した日の翌日から起算して2か月以内に申請してください。

（例）賃金締切日が月末で翌月15日払いの企業の場合



- 生産性要件を満たしている場合は助成額が加算されます。その他の支給要件等の詳細は厚生労働省ホームページ等をご確認ください。

厚生労働省ホームページ「キャリアアップ助成金」

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/part\\_haken/jigyounushi/career.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html)

